

有料職業紹介基本契約書

_____（以下「甲」という。）と、株式会社エアーテックシステム（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する人材採用に関するコンサルティング業務について、以下のとおり契約する（以下「本契約」という。）。

第1条（目的）

甲は、甲の人材採用に関するコンサルティング業務（以下、「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（人材の紹介及び採用）

- 乙は、甲の求人条件に該当する人材（以下「候補者」という。）の募集、探索、調査、甲への紹介及び甲による面接、選考並びに労働条件の決定等に関するコンサルティング業務を実施する。
- 甲は、乙に対して、職業安定法第5条の3に定める労働条件及びその他甲の求人条件を記載する書面（以下「求人票」という。）を提示し、候補者の紹介を依頼する。
- 乙は、候補者に対して、甲の求人票を明示しなければならない。ただし、求人票の内容に法令違反や著しく不合理な記載がある場合、乙は、当該法令違反や記載を是正した上で、候補者に明示しなければならない。

第3条（報酬及び支払方法）

- 甲は、乙に候補者を紹介された日から一週間以内に、当該候補者の採用の可否を決定する（以下、採用が決定した候補者を「採用決定者」という。）。甲は、採用決定者が甲に入社した事実をもって、本業務の対価（以下「報酬」という。）として、以下規程に基づき、本契約及び甲から乙に提出される各付属書（以下、「付属書」という。）記載の条件に基づきその報酬を乙に支払うものとする。なお、採用決定者の入社が本契約の終了後であっても同様とする。
- 甲は、乙に対し、前項に基づき算出された報酬及びその消費税当額を、入社月の末日締め、翌月20日までに、乙が別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、当該振込にかかる費用は、甲の負担とする。
- 各付属書には、別途消費税を加算する。

第4条（報酬の返還）

- 採用決定者が、就業開始日後に甲を退職し、または採用決定者本人の責めに帰すべき事由により解雇となった場合（以下「退職等」という。）、乙は、甲の請求により、報酬の一部を、次の各号のとおり返還する。ただし、採用決定者の退職等が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

（1）1ヶ月未満：報酬の80%

（2）1ヶ月以上3ヶ月未満：報酬の50%

（3）3ヶ月以上6ヶ月未満：報酬の10%
- 前項の報酬の返還は、乙が、採用決定者の退職日から30日以内に、甲の別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、当該振込にかかる費用は、乙の負担とする。

第5条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なくして第三者に開示、漏洩、及び本業務の目的以外での利用をしてはならないものとする。ただし、管轄官公庁または法令に基づき開示が要請される場合は、この限りではない。

第6条（個人情報）

- 甲は、候補者の同意を得て乙から提供された候補者個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示及び漏洩してはならないものとする。
- 甲は、前項の管理を第三者に委託する場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、個人情報の厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の個人情報の取扱いについても責任をもって監督するものとする。

第7条（入社後に採用決定者が引き起こした事件・事故の取扱い）

入社後採用決定者が、不測の事態から引き起こした民事・刑事の事件及び事故は、採用決定者が日本の法令に則り処罰されるものであって、事件・事故及びその損害の最終責任は採用決定者が負い、甲及び乙はそれらの責任を一切負わない。但し、労災事故については、日本人と同様に甲の責任において取り扱われるものとする。

第8条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することができるものとする。ただし、乙は、当該第三者に本契約に基づく乙の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

第9条（契約の解除）

- 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約に定める義務の履行を怠り、また、履行の催告に対して誠意を示さない場合、本契約を解除することができる。
- 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれか一つにでも該当する事由が生じた場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（1）手形、小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは債務超過に至ったとき。

（2）差押、仮差押、仮処分、担保権に基づく競売の申立、強制執行を受けたとき。

（3）租税公課の滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。

- （4）破産の申立、民事再生手続、会社更生手続等の開始申立があったとき。

（5）営業を廃止し、または清算に入ったとき。

（6）監督官庁より営業許可の許可取消、廃止命令、停止命令等の処分を受けたとき。

（7）相手方の従業員に法律違反その他公序良俗に反する行為があり、相手方の名誉、信用の毀損等、本契約の継続が困難であると認めるに至ったとき。

（8）法令の定める解除事由が生じたとき。

（9）その他前各号に準ずる事由があったとき。

第10条（法令遵守）

甲及び乙は、本契約の履行にあたっては、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働に関する法令、その他一切の適用法令を遵守するものとする。

第11条（反社会勢力の排除）

- 甲及び乙は、暴力団員等に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

（1）暴力団員等が経営をしていると認められる関係を有すること。

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（5）役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行ってはならない。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること。

（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為
- 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一つにでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲及び乙は、自己が、前二項のいずれか一つにでも違反し、又はそのおそれがあることが半明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。
- 甲又は乙は、相手方が前三項のいずれか一つにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとする。

第12条（契約期間）

- 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は同一内容で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。
- 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、本条第2項、第13条及び第14条の規定については、本契約終了後も効力を有するものとする。

第13条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

第14条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の争訟については、大阪地方裁判所 堺支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項に関し疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に則り、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

_____	_____
_____年　　月　　日	_____年　　月　　日
甲	乙
_____	大阪府堺市美原区丹土567
_____	株式会社エアーテックシステム
_____	代表取締役 小林 裕克
_____	_____